

## 確認測定：実施の基準と対象者の選定

### 環境・健康

リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化などを目的とした省令の改正が行われました。濃度基準値が設定されている物質について、リスクの見積りの過程において、労働者が当該物質にばく露される程度が濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合は、ばく露される程度が濃度基準値以下であることを確認するための労働者の呼吸域における物質の濃度の測定（確認測定）を実施することが技術上の指針で示されています。

技術上の指針でのばく露の程度の評価結果に基づく確認測定の実施の基準と対象者の選定について下記に示しました。

#### 確認測定の実施の基準と対象者の選定

ばく露の程度の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスクアセスメントによる作業内容の調査、場の測定の結果及び数理モデルによる解析の結果等を踏まえ、均等ばく露作業（※）に従事する労働者のばく露の程度を評価する。</li> <li>※すべてのばく露測定結果が平均の2分の1から2倍の間に収まることが望ましい。</li> </ul>
確認測定の実施の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者の呼吸域における物質の濃度が、8時間のばく露に対する濃度基準値（8時間濃度基準値）の2分の1程度を超えると評価された場合は、確認測定を実施する。</li> </ul>
確認測定の対象者の選定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も高いばく露を受ける均等ばく露作業において、最も高いばく露を受ける労働者（最大ばく露労働者）の呼吸域の測定を行う。</li> <li>・全ての労働者に対して一律のリスク低減措置を行うのであれば、最大ばく露労働者が従事する作業よりもばく露の程度が低いことが想定される作業に従事する労働者について確認測定を行う必要はない。</li> <li>・しかし、ばく露の程度に応じてリスク低減措置の内容や呼吸用保護具の要求防護係数を作業ごとに最適化するために、当該作業ごとに最大ばく露労働者を選定し、確認測定を実施することが望ましい。</li> </ul>

### kes サポート

課 題	kes サポート
ばく露濃度レベルの把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇作業環境測定、個人ばく露測定、生物学的モニタリング</li> <li>◇数理モデル（CREATE-SIMPLE等）による推定</li> </ul>
有害性のリスク低減措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇排・換気装置の検査・改善・設置</li> <li>◇呼吸用保護具のフィットテスト</li> </ul>
化学物質管理の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇作業環境管理専門家、化学物質管理専門家による支援</li> <li>◇労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）による支援</li> </ul>

本社・関西営業所 TEL:077-548-8251 FAX:077-548-8270

株式会社 近畿エクスプレス

中部営業所 TEL:059-271-8200 FAX:059-271-8666